

2016年度

一般会計当初予算は88億3,450万円 国民健康保険特別会計予算は38億8,767万円 介護保険特別会計予算は16億685万円

新上里

No.214

2016年3月
議会だより

発行
日本共産党
上里町議員
生活相談は下記へ
くつざわ幸子
34-0644

3月定例議会は4日から18日まで開催されました。町長提案議案は、専決処分承認2件、条例の一部改正7件、「行政不服審査会」「いきいき福祉基金の設置」等新条例の制定2件、道路の廃止・認定、財産の取得、規約の変更、2015年度補正予算7件、2016年度当初予算7件の29件でした。また、一般質問は10人の議員が行いました。

日本共産党くつざわ幸子 一般会計当初予算に反対

安全で豊かな放課後の場となっていませ

●一般会計予算は前年度と比べ、6億2351万5千円の増額です。町税の個人町民税は、納税者を222人増と見込み180万7千円増。法人税は税率の変更等で3735万4千円の減収見込みです。

また、住民負担に直結する軽自動車税は、制度改定により1606万6千円の住民負担増を見込んでいます。

●同和行政の残事業である住宅資金貸付事業の公債費償還は、進展が見込めない予算です。

●公立児童館の放課後保育は、国・県の基準と町条例で定めた40人定員を二館が超えており、



●児玉郡市広域圏組合清掃施設運営費負担金1億8416万円は、焼却中心であり環境に配慮した事業に変えるべきです。

●本庄・上里学校給食組合運営事業負担金は、2億423万5千円と、前年より4449万円・約39%増額し、調理全面を民間委託するとのこと。

2015年度は、給食に異物が混入する事件も発生しています。成長期の子ども達に安全・安心な給食を提供するためには、熟練し安定した雇用で取り組める調理師さんが必要です。民間委託で経費が引きあがることは「学校給食を自校方式に」と願った多くの保護者の願いにも逆行します。

●マイナンバーカード交付の予算計上は、個人保護の



観点から問題です。

●子育て支援策では、多子世帯の第3子の保育料は国・県に町も上乗せして無料となりましたが、第2子については、上乗せがなく、所得制限が360万円及びひとり親世帯とされている為、多くが対象から外されてしまっています。消費税8%への引き上げなど町民の負担増が続いている中で、将来を見据えた子育て支援策として、最大の問題である「子育てにお金がかかる」ことに対して負担軽減策が不足していることを指摘し反対しました。

※新事業の中には、多子世帯保育料助成制度(第3子)、学力向上推進事業、特別支援教育の実施、乳児おむつ等購入助成費、不妊治療費助成事業補助金、妊婦歯科検診事業委託料など歓迎すべき内容もあります。

国保特別会計 予算に反対

●国民健康保険特別会計予算は、前年度より約4百万円増です。



国民健康保険税は、6億1767万円で、前年より約37百万円の減額見込みです。国保加入者は、4805世帯、8642人で、前年度より世帯・人数ともに減少見込みです。上里町の保険税は県内では高い方ではないのですが、国民健康保険加入世帯全体の約46%が法定軽減世帯であり、所得が低いため高すぎる保険税になっています。

介護保険特別 会計予算に反対

●上里町介護保険特別会計予算は、前年より3424万4千円減額となり、介護保険開始以来初の減額予算です。保険料収納見込みを98.8%と前年より高く設定していますが前年度比2702万8千円の減額見込みであり、所得階層の低さが現れています。

●昨年の第6期見直しで、保険料の基準額は年額2700円増の5万5800円となりましたが、第1号被保険者の44.24%が基準以下です。介護保険制度は改悪の連続で、15年度から介護施設利用者の「補足給付」

の縮小、所得に応じ利用料の2割負担が始まり、要支援者のデイサービスとホームヘルプサービスを介護保険から外し、施設入所も原則介護度3以上にすると、サービスの制限が進められました。

●重い保険料と利用料負担にも関わらず、施設入所待機者もあり、安心のサービスになっただけのサービスを指摘し反対しました。



福祉基金の条例設置!

提案内容は、地域振興基金と地域福祉基金条例を廃止し、新たに上里町いきいき福祉基金を設置して保健福祉の増進を図るための事業の財源に充てたいというものです。

共産党は「廃止される二つの基金は、何年も据え置かれていたもので問題ないが、基金に積むよりも福祉の充実を図るべきでは」と質問しました。

しかし、主旨を理解し、条例制定には賛成しました。



子育て支援の充実、介護保険の充実を求め一般質問

子育て支援策が子育て世代が希望する支援策になっているか！

町長も「少子化対策は国の責任で見直す必要がある」
「アベノミクスの3本の矢は実現できないのではないか」と答弁

子育て支援策について

(くつさわ) 70年代からの課題である少子化がとまらないのは、日本社会に蔓延している不安定雇用や低賃金など、若者が結婚し出産する生活状況にないことが原因であり、自治体だけでは解決できない問題と考えますが町長の見解は。

(町長) 社会が高学歴化し、子どもに要する費用の増額、共働きや長時間労働と不安定雇用、核家族化で協力が得られない等、経済的・社会的要因が絡んだ悪循環が続いてきた。少子化対策は国の責任で抜本的に見直す必要があり、自治体の財政力で差異が生じることは好ましくなく、町も国に對し要望を行う。

(くつさわ) 町は将来の人口目標を高く掲げ、2060年に2万6632人としています。課題は町の子育て支援策が子育て世代の希望とマッチするかどうかです。16年度から国が実施する



年収360万円未満世帯とひとりの親世帯の保育料無償化に合わせ、町も上乗せして第2子の保育料軽減を実施し、希望する2人を産み育てられる手立てを求めます。

(町長) 保育所入所家庭全体では、子ども2人世帯は29.4世帯48%と対象児が多く、軽減対象を拡大するのは財政状況からも慎重な検討が必要で、第2子目の2分の1軽減を所得制限なしで実施した場合約2千万円が必要になります。

(くつさわ) 東小地域で待機児が発生している放課後保育の今年度の入所状況はどうか。新しい補助制度を利用した空き屋の改修や、民間児童の家賃補助を増額し、約2倍の保護者負担の公私格差を無くすなどの対策が必要では。

(町長) 児童館の放課後児童クラブは利用希望が多く、東児童館は慢性的な待機問題がある。平成29年度に東小地区に民間クラブ1園の開園の協議を行っている。今年度の児童館入所状況は、東19名、長幡12名、神保原

14名が保留です。公私格差の解消に向けて今後努力したい。

介護保険について

(くつさわ) 「新総合事業」は全国的に実施が困難とされる中、町は3月から5事業所で開始されます。緩和した基準のサービシには基準があるのか。ポランティアの登録状況は。

本人の意向を尊重すると言うが、要支援認定者が希望すれば17年以降も現行サービシの利用が可能か。

(町長) 緩和したサービシでは、職員は1人置くのが原則で、その他はポランティアです。ポランティアは5日間約10時間の生活支援サポーター養成講座を実施し、35名を要請している。デイサービシとヘルパーについて

は総合事業なので、現行のサービシが必要なのは現行のサービシが使えるビスが使えます。緩和した基準は負担割合が



違い、安く利用できます。(くつさわ) 国は第7期介護保険制度改定の中で、要支援に続き要介護1・2認定者も介護保険給付から外す議論など、予防重視から中・重度者対象に向かっています。アベノミクスの3本の矢「介護離職ゼロ」は実現できると思えますか。

(町長) アベノミクスの3本の矢の実現は不可能ではないかと思うが、近づけるよう努力をして頂きたいと考えている。

※保育料の算定変更等の影響は。保育料の階層区分を18から21に細分化したが、年少扶養控除の廃止により、「子育て支援と言いつながら」最大で月1万円の負担増が生じています。

※介護保険制度改定の影響は。食費と居住費の一定額以上は保険給付される補給給付の対象外は4人、所得により利用料が2割負担となったのは42人です。



安全保障関連法の廃止についての陳情

本庄・児玉地域労働組合連合会提出

上里議会は賛成少数で不採択！

くつさわ・仲井議員は賛成！

くつさわ幸子は、集団的自衛権の行使容認を柱とした安全保障関連法は「専守防衛」の立場を大きく逸脱し日本を戦争に巻き込む可能性を高めるものであり、一内閣の解釈変更と数の力で拙速に強行採決したことは、立憲民主主義国家では許されぬこと。と陳情に賛成の討論を行い、仲井議員も賛成しました。



陳情事項

安全保障関連法について、廃止するよう政府にはたらきかけてください。また、廃止を求める意見書を国に上げてください。

陳情理由

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安保関連法という名の戦争法を反対する多くの国民の行動や声を無視して国会で強行成立させました。

法律は集団的自衛権の行使を認め、「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の拡大、後方支援と言う名の「兵站」、PKO法「改正」による治安維持活動への参加など、まさに憲法が禁じている「武力の行使」をすすめるものになっています。

法律の審議の中で、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安保関連法を「違憲」と断じたことは極めて重大です。憲法の根幹にかかわる法律を、十分な審議を行う事なく成立させたことは、立憲民主主義国家として許されるものではありません。圧倒的多数の国民が「国民に十分に説明していない」「説明が不十分だ」と声をあげています。

法律は強行可決で成立したとはいえ、いずれも憲法違反であって、国の最高法規である憲法に反する法律は効力を有しないものです。今後、政府が法律にもとづく様々な措置を実行すれば、それは全て憲法に違反する無効な行為であり、国民に重大な人権侵害を生ずる恐れがあります。安保関連法は直ちに廃止するしかありません。